

関連TFやWGの考え方の確認事項

A 1

政府が個人情報を取り扱う場合の取り扱い主体としての単位は、業務なのか、省庁なのか、省なのか、中央省庁全体なのか、自治体も含む政府機関全体なのか？

(参考：民間部門の場合には、単一ブランドとして事業するグループ会社であっても、法人格の単位。逆に、単一法人格内であれば、異業種部署であっても、個人情報取得時の利用目的の範囲内であれば、単一主体とされている。)

A 2

「付番」や「番号制」の議論と並行あるいは先行して、「名寄せ」の観点の議論はされているのか？

- (1) 番号制導入の最初に、大規模の名寄せ作業を実施するが、その運用はどのように考えられているのか？
- (2) 電子計算機で処理する際に、複数の文字コード体系を利用していることや、外字コードを利用していることなどの課題は、政府としての問題意識と解決のための検討の状況は、どのようになっているのか？
- (3) たとえば、戸籍と住民基本台帳との差異については、現状では統計的な問題であるが、名寄せした結果の個別具体的な問題について、(法的にも) どのように位置づけて、どのような処理をするのか？
- (4) 「名寄せ」に関連して、同姓同名率の定量的データはあるのか？それに、生年月日(年を含む場合と月日だけの場合)、出生地(都道府県程度)を付加すると、特定可能率はどのように変化するのか？(仮にないなら、国民の氏名情報を保有しているいずれかのデータベースで構わないので確認できないか？)
- (5) あらかじめ名寄せして番号で管理する状態になると、個々のデータのアクセスの監視という膨大な処理が必要となるが、必要となるときに必要な範囲での名寄せをするのであれば、名寄せの監視という単純な処理でもできることがある。これらのトレードオフについて、定量的な議論がされているか？

A 3

ワンストップサービスの運用は、どのような業務の組み合わせと考えているのか？

たとえば、パスポートの申請において、住民票を本人が取得、持参、提出しなくてよいサービスを考えた場合に、まず、窓口業務としての問題整理としては、

- (a) 外務省が住民票の取得主体となって自治体から取得するのか
- (b) 申請者本人の代理として、外務省が取得するのか(このとき、先の「取り扱い主体の単位」が影響する)
- (c) 住民票の取得ではなく参照という新たなモデルで提出を省略するのか
- (d) それ以外のモデルなのか？

それを踏まえた電子行政システムとしての問題整理としては、

- (1) 申請受付機器の所管と、申請受理業務の所管との関係は？
- (2) 申請受付機器は本人の代理人となり得るのか？
- (3) 申請受付機器が参照する動作と、それを所管する者が参照できることとを区別するのか？(参考：経済産業省の民間における個人情報匿名化検討では区別できるという解釈あり)

A 4

全国民に配布されるカードを本人確認に使うということならば、「国民身分証明書」という観点での議論はされていないのか？（番号を確認するカードに、本人を確認する機能が付加しているという議論は、順番が逆ではないか？本人を確認する証を配布するにあたって、それに番号を記載するかという順番もあり得るのではないか？）

(1) 配布の対象者は誰か？

(2) その他

A 5

電子行政についてのワークフローの起点を観点にした以下のような類型はあるか？

本人随時申請事務（例：パスポート申請）

行政指示に基づく本人申請事務（例：所得税確定申告）

本人以外の申請事務（例：医療？）

行政側不定期事務（例：？）

行政側定期的事務（例：固定資産税納付通知）

これらの事例を分けて検討しないと、アクターの視点が抜けてしまうので抽象的で総論的な意見になってしまうのではないか。

